

平成30年第12回瑞穂市教育委員会定例会会議録

平成30年12月26日（水）午後2時00分開議

議 事 日 程

開会及び開議の宣告

日程第1 平成30年第11回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 報告第13号 地方自治法施行令第158条第1項による歳入の収納事務の委託の告示について

日程第4 議案第37号 瑞穂市学校運営協議会規則の制定について

日程第5 議案第38号 瑞穂市次世代育成支援対策協議会委員の委嘱について

日程第6 教育長の報告

日程第7 そ の 他

閉会の宣言

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した委員

加 納 博 明

加 藤 悟

福 野 佐代子

森 下 伊三男

加木屋 加緒里

○本日の会議に欠席した委員

なし

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

教育次長 山 本 康 義

教育総務課長 矢 野 隆 博

学校教育課長 小 川 瑞 樹

学校教育課主幹	郷	通	芳
学校教育課総括課長補佐	泉	大	作
幼児支援課長	林	美	穂
幼児支援課総括課長補佐	今	木	浩 靖
生涯学習課長	佐	藤	彰 道
生涯学習課主幹	國	枝	孝 治
生涯学習課総括課長補佐	児	玉	睦

○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名

教育総務課総括課長補佐	松	島	孝 明
-------------	---	---	-----

○傍聴者

なし

開会 午後２時００分

開会及び開議の宣告

○教育長 只今から平成３０年第１２回瑞穂市教育委員会定例会を開会致します。
それでは、日程に従って進めさせていただきます。

日程第１ 平成３０年第１１回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

○教育長 日程第１ 平成３０年第１１回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、議題と致します。

事務局より過日郵送にてお配りいただいておりますがご異議ございませんか。

異議がないようですので、平成３０年第１１回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、承認することと致します。

日程第２ 会議録署名委員の指名について

○教育長 本日の会議録署名委員の指名について、議題と致します。
福野委員にお願い致します。

日程第３ 報告第１３号 地方自治法施行令第１５８条第１項による歳入の収納事務の委託の告示について

○教育長 日程第３ 報告第１３号 地方自治法施行令第１５８条第１項による歳入の収納事務の委託の告示について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○生涯学習課長 日程第３ 報告第１３号 地方自治法施行令第１５８条第１項による歳入の収納事務の委託の告示を別紙のとおり瑞穂市教育委員会に報告する。平成３０年１２月２６日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、生涯学習自主事業の入場料金の収納について民間事業者へ委託するため、告示するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○加藤委員 対象となる次回の事業は３月３日に開催されるコンサートという

ことですが、その他にはどれ位ありますか。

○生涯学習課長 ネオクラシックコンサート、文化講演会などが想定されます。

○加藤委員 入場料を取る事業が対象ということですね。

○生涯学習課長 そのとおりです。

○加藤委員 今年度天候の関係でやむを得ず中止となった事業の時にチケットの払い戻しが発生しましたが、そういった作業はどうなりますか。

○生涯学習課長 今までの取り扱いは市の収入とチケットぴあでの収納とそれぞれで行っていましたが、これからはチケットぴあで収納から払戻しまでを行うこととしています。

○加藤委員 このために必要な経費はどの程度必要となりますか。

○生涯学習課長 手数料をチケットぴあに払うことになりますので、取り扱いの委託契約を結ぶことになります。

○教育長 その他ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第3 報告第13号 地方自治法施行令第158条第1項による歳入の収納事務の委託の告示について、承認することと致します。

日程第4 議案第37号 瑞穂市学校運営協議会規則の制定について

○教育長 日程第4 議案第37号 瑞穂市学校運営協議会規則の制定について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○学校教育課長 日程第4 議案第37号 瑞穂市学校運営協議会規則の制定について、瑞穂市学校運営協議会規則案を別紙のとおり提出する。平成30年12月26日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の6の規定に基づき、瑞穂市立中学校の区域ごとに学校運営協議会を設置するため、瑞穂市教育委員会規則を制定するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○森下委員 第3条において「中学校区域ごとに協議会を設置できる」という

「できる規定」になっていますが、すべての学校に設置するという理解でいいでしょうか。

○**学校教育課長** 中学校3校区ともに設置します。

○**森下委員** 会議の開催については、必ず年に1度は開催しなければならないわけですが時期などは各校区にお任せになるのですか。

○**学校教育課長** 規則上、特に指定はしていませんが、通常、運営協議会委員を毎年度早い段階で承認する必要がありますので、決定次第、第1回の運営協議会を開催し、そこで基本方針について承認いただくことになると思います。その次の年度からは、最後の会議の際に次年度の基本方針について承認いただくことになると思います。

○**森下委員** 基本方針を決める会議以外にも必要に応じ会議を開催することができる訳ですね。

○**加藤委員** 来年度からスタートですので来年についてはそれぞれの学校で基本的な事項について確認し行うわけですが、次年度からは年度末に「来年度はこういった基本計画で進みましょう」という話がもたれ、そのうえでそれぞれの学校の新しい基本計画が立てられるという流れですね。

○**学校教育課長** 年度末にかけて学校でその年度の学校評価を基にして学校教育計画を策定していきますけれど、それが固まってきたところで次年度の方針について承認していただくということになります。

○**加藤委員** これまでどちらかということと学校評議員制度は「学校をこういう風に経営していきたいので地域の皆さんも協力してください」という形でしたが、今後は地域の方々が「学校はこういったことにもうちよっと力を入れる必要があるよ」というようなものを含めながら年度末に基本方針を決めて、それに基づいて学校の計画を立てるということですね。この中では校長が提案することになっていますが、年度末に学校長が集まり、その年度の総括をし、来年度の方向性を取りまとめながら行っていくということですね。

○**学校教育課長** 初年度については、学校で策定したものしかお示しできませんが、年間を通して学校運営協議会を開催していく中で、委員の方々からいろいろな意見を伺います。それを校長は書きとめておき、自分の学校経営の全体構想の中に流し込んでいくことになると思います。

○**加藤委員** それぞれの学校の特色ある教育として力を入れている部分がありますが、各中学校区となるとそのあたりの独自性が無くなるということはないでしょうか。

○**学校教育課長** 義務教育段階を卒業する生徒をどんな生徒に育てたいのかというところをその校区の小学校とともに共通理解、共有しますが、それぞれの小学校でどのような教育を進めていくかについては、それぞれの小学校の学校経営方針をもって進めていくことになりますので、それによってその学校の独自性が損なわれるということにはならないと考えています。

○**森下委員** 第4条にあります「当該区域学校の校長」というのは、中学校、小学校両方の校長ですか。

○**学校教育課長** 両方の校長を含みます。

○**森下委員** 第4条で中学校区は中学校区で基本方針を議論し、協議会で承認を得て、第11条において小学校はそれぞれの小学校の協議会により細かく行っていくという理解でいいですね。

○**学校教育課長** はい。

○**加木屋委員** 小学校区の運営協議会委員は中学校区の委員に包含されると思いますが、中学校区だけの委員という方もいらっしゃるのですか。

○**学校教育課長** そういう方もいらっしゃいます。

○**加藤委員** 組織について学識経験を有する者は当該区域という規定は無いようですので区域外からでも大丈夫ということですね。

○**森下委員** 例えば中学校区に小学校が2校ある場合、中学校区の協議会委員はそれぞれの小学校の協議会にも出席するのですか。

○**学校教育課長** 中学校独自の委員さんで例えば学識経験を有する者としていらっしゃる場合は、小学校の協議会には出席しないことになります。

○**加藤委員** 協議会の承認事項について第4条第3項で「その設置目的に反しない限りにおいて」とありますが、どのような内容ですか。

○**学校教育課長** 学校運営協議会を運営していくうえで必要な事項を定めることができる条項になりますので、第4条の表題部を「協議会の承認及び議決事項」に修正させていただきます。

○**教育長** その他ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第4 議案第37号 瑞穂市学校運営協議会規則の制定について、可決することと致します。

日程第5 議案第38号 瑞穂市次世代育成支援対策協議会委員の委嘱について

○**教育長** 日程第5 議案第38号 瑞穂市次世代育成支援対策協議会委員の委嘱について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**幼児支援課長** 日程第5 議案第38号 瑞穂市次世代育成支援対策協議会委員の委嘱について、瑞穂市次世代育成支援対策協議会委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、教育委員会の議決を求める。平成30年12月26日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市次世代育成支援対策協議会委員が欠けたことから、瑞穂市附属機関設置条例（平成20年瑞穂市条例第30号）第4条第2項の規定により、瑞穂市次世代育成支援対策協議会委員を委嘱するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第5 議案第38号 瑞穂市次世代育成支援対策協議会委員の委嘱について、可決することと致します。

日程第6 教育長の報告

○**教育長** 本日は2学期最後の日となりますが、学校や保育所で大きな事故もなく来ています。今日、南小学校2年1組が学級閉鎖となりましたが冬休みに入りますので落ち着くと思います。もう1点は公表会や研究発表会の質が非常に良くなったと思います。その要因の一つに先生方が効率の良い仕事を始めたということがあります。その手助けになっているのは電子黒板の活用と思います。電子黒板の活用については中学校の活用例が徐々に良くなっている印象を受けます。気になったのは子どもの交通事故の多さです。傾向としては、四つ角辺

りでの飛び出しが共通しているものです。交通事故の未然防止の意識を子どもたちにいかに植えつけるか。危険なので横断歩道を設置してほしい、信号機を設置してほしいという要望を受けますが、なかなか難しいです。特に本田小校区などは急ピッチで宅地化が進んでいます。どんどん宅地化され、道路幅員も同じくらいの交差点のところが多いです。そういうところだと車も自転車も止まらない。出会い頭の事故がこれからも心配されます。「交差点では止まって左右確認する」ということを子どもたちにはしっかりと教え、実践できる子どもたちを育てていかないといけないと思います。岐阜県のドライバーは横断歩道に横断者が居るにも関わらず手前での停車をしないことが全国でもワースト2くらいだそうです。外国の方からみると横断歩道の手前では止まって当たり前。子どもたちにもそういったことを教えていかないといけないと思います。

次に、先日12月議会が終わりました。質問も幾つかいただきましたのでご紹介します。「保育士を含めた教師の超過勤務はどうなのか。」質問された議員は穂積小の研究発表会も見に行かれ、大変すばらしいとおっしゃっていただきました。あれだけの授業を準備するのに相当な労働時間を費やしているのではないかというご質問でしたが、逆に穂積小学校が一番少ないくらいです。過労死ラインといわれる80時間を超えている職員は7月では1人もいません。穂積小と中小くらいだと思います。あれだけ大規模な学校で若いメンバーが多いにもかかわらず穂積小はよく取り組んだと思います。次は「英語教育が生津小において素晴らしいと聞くがどのくらいすごいのか。」文部科学省に教育課程特例校の申請を出しています。教育課程というのは簡単に言うと学校の教育計画です。それには特例があり、文部科学省の示す指導要領によらない部分があっても例外的に認めるものですが、生津小学校は1年生から英語を週に1時間行っています。今までは外国語活動、これからは英語の教科になりますので、全市的に広げていきたいという考えは持っています。できれば3年後くらいを目標に教育課程特例校としてほかの学校も同じ時間数の授業ができればという準備を始めるという考えはあります。瑞穂市の英語教育が充実するまちになっていけば、内容として魅力のあるまちになるだろうと思います。3つ目には、「外国籍の児童生徒の実態はどうか。」急激に増えており、1年間の県内での増加率は1番でした。人口に占める割合でも県内で4番目くらいに高かったと思い

ます。喫緊の課題として学校教育課で初期指導教室などをどうするか考えてくれています。その他防犯カメラ設置については新聞でも報道されましたが、市内の教育施設すべてに設置を予定、予算化しています。現在設置されているのは、中学校3校、牛牧第2保育所、図書館、総合センターとなっています。教育委員会が所管する施設には設置したいということで生津スポーツ広場や各ふれあい広場にも施設の中を映すということであればプライバシーの侵害にも抵触せず設置できますので、今できることはやりましょうということで、子どもたちや施設を利用される方が安全、安心に利用してもらえる教育施設、教育環境を創り出すような願いとして予算化し、進めていきたいと考えています。あとは学校のプールの使用状況についてですが、今後いろいろと検討することはあると思いますが当面はこのまま使用します。このような質問がありましたが、「外国籍のお子さんに対する支援」や「英語教育」、「教員の過重労働について」など応援をしていただける質問やお考えについてお伺いすることができました。1年を通じ成果も出始めていますので今後が楽しみです。1年間お世話になりありがとうございました。

日程第7 その他

○**教育長** 日程第7 その他に入ります。

教育次長。

○**教育次長** 特にありません。

○**教育長** 教育総務課長。

○**教育総務課長** 平成30年度の教育委員会表彰について、現時点で57名が候補者として推薦をいただいています。今後随時推薦されてくると思います。2月をもって表彰していきたいと思います。次に、次回1月30日の定例会の予定ですが、定例会の前に総合センターになると思いますが第3回の総合教育会議があります。総合教育会議後、教育委員会定例会を行い、その後にはほづみの森こども園を視察したいと思います。

○**教育長** 学校教育課長。

○**学校教育課長** 新聞で報道されましたが、本田小学校が岐阜県優秀校の表彰を受けました。岐阜新聞、岐阜放送が主催するものでありますが、何年か継続

して推薦しないとなかなかもらえない賞であります。近年では穂積小学校がいただいていると思います。

○教育長 幼児支援課長。

○幼児支援課長 小規模保育所ちびっこ園。ミズホが来年1月から開園されますので、1月6日に内覧会が実施されるそうですのでご紹介させていただきます。

○教育長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 大月多目的広場についてですが、計画策定後、大日コンサルタント株式会社と測量設計業務委託を締結して進めています。現在までに2度の打合せを行っており、今後は岐阜西濃建築事務所と協議をしながら進めていきますので、進捗につきましてはその都度ご報告させていただきます。

○教育長 今回の会議ですが、平成31年1月30日、水曜日、午後2時00分から平成31年第1回瑞穂市教育委員会定例会ですが、その前に総合教育会議を行いたいということをお願いします。内容につきましては、先日社会教育委員から答申を受けました「瑞穂市立図書館分館の運営のあり方」に焦点を絞って行いたいと思っておりますのでよろしくお願いします。平成31年2月26日、火曜日、午後1時00分から平成31年第2回瑞穂市教育委員会定例会を開催したいと思いますのでよろしくお願いします。予告ではありますが、3月5日、火曜日ですが、中学校の卒業式となりますので、改めて学校教育課のほうからご案内させていただきますが、ご出席をお願いしたいと思います。午前中に卒業式、午後、臨時の委員会を開催したいと思っておりますのでよろしくお願いします。

閉会の宣告

○教育長 本日はお忙しいところありがとうございました。これをもちまして、平成30年第12回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。

閉会 午後3時00分

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年12月26日

瑞穂市教育委員会 教育長

加納博明

委員

福野 佐代子

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。